

別表1 ネーミングライツ応募対象施設の契約期間・命名権料等一覧

| No. | (1)施設の名称 | (2)契約期間 | (3)命名権料(税抜き) | | (4)愛称の条件 | (5)附帯特典 |
|-----|---------------|------------------------------------|--------------|-------|--|---|
| | | | 希望額 | 応募可能額 | | |
| 1 | 高松市立仏生山公園 | 2年以上4年以内の期間 (終期は令和10年度末までとします。) | 200万円 | 100万円 | 「仏生山」を残し、「公園」又は「パーク」が含まれるようにしてください。 | 体育館の一部を使用し、スポーツや健康に関するイベントを実施する際、優先的に予約ができるよう調整します。(年2回、施設使用料有料) |
| 2 | 高松市立東部運動公園 | 2年以上4年以内の期間 (終期は令和10年度末までとします。) | 500万円 | 250万円 | 「スポーツ施設」のイメージが伝わるようにしてください。 | 対象施設の一部を使用し、スポーツや健康に関するイベントを実施する際、優先的に予約ができるよう調整します。(年2回、施設使用料有料) |
| 3 | 高松市立橘ノ丘総合運動公園 | 2年以上4年以内の期間 (終期は令和10年度末までとします。) | 400万円 | 200万円 | 「公園」又は「パーク」が含まれるようにしてください。 また、「スポーツ施設」のイメージが伝わるようにしてください。 | スポーツ施設(プール、艇庫を除く)を使用し、スポーツや健康に関するイベントを実施する際、優先的に予約ができるよう調整します。(年2回、施設使用料有料) |
| 4 | 高松市亀水中央公園 | 2年以上4年以内の期間 (終期は令和10年度末までとします。) | 100万円 | 80万円 | 「亀水」を残し、「公園」又は「パーク」が含まれるようにしてください。 | スポーツ施設の一部を使用し、スポーツや健康に関するイベントを実施する際、優先的に予約ができるよう調整します。(年2回、施設使用料有料) |
| 5 | 高松市立御山公園 | 2年以上4年以内の期間 (終期は令和10年度末までとします。) | 50万円 | 30万円 | 「公園」又は「パーク」が含まれるようにしてください。 | 庭球場の一部を使用し、スポーツや健康に関するイベントを実施する際、優先的に予約ができるよう調整します。(年2回、施設使用料有料) |

【注意事項】

1 契約期間

- ・愛称使用開始日は、応募日から起算して最低でも4カ月以上先の月初日とし、終期については、原則として契約始期から起算して5年以内の年度末日までとします。
- ・指定管理者制度を導入している施設については、契約終期を()内に記載しています。

2 命名権料

消費税・地方消費税は別途負担とします。

3 施設名のほかに愛称を付与することができる施設は以下のとおりです。

- ・仏生山公園(温水プール、体育館)※温水プールに愛称を付与する場合は「プール」が含まれるようにしてください。
- ・東部運動公園(第1・第2サッカー場、フットサル場、軟式野球場、ソフトボール場、弓道場、アーチェリー場及びトリム広場)
- ・橘ノ丘総合運動公園(グラウンド、屋内ゲートボール場、勤労者野外活動施設)
- ・亀水中央公園(亀水運動センター(体育館、庭球場、プール、グラウンド))※「スポーツ施設」のイメージが伝わるようにしてください。プールに愛称を付与する場合は「プール」、庭球場に愛称を付与する場合は「テニスコート」の意味を持つ言葉が含まれるようにしてください。
- ・御山公園(庭球場)※庭球場に愛称を付与する場合は「テニスコート」の意味を持つ言葉が含まれるようにしてください。